

地 域 福 祉 課

係	分掌事務
地域 援 護 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の庶務に関する事。 (2) 部の公印の管理に関する事。 (3) 部に係る諸統計(他の課に属するものを除く。)に関する事。 (4) 部の事務事業の調整に関する事。 (5) 地域福祉計画に関する事。 (6) 社会福祉法人の設立等の認可等に関する事。 (7) 戦傷病者の援護に関する事。 (8) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (9) 戦没者の叙位叙勲に関する事。 (10) 引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関する事。 (11) 日本赤十字社地区業務に関する事。 (12) 災害に係る援助及び援護に関する事。 (13) 火災の見舞い及び応急援護に関する事。 (14) 行旅死亡人に関する事。 (15) 身寄りのない又は引取者のない独居人の死亡に関する事。 (16) 民生委員及び児童委員に関する事。 (17) 社会福祉協議会、内職あっせん団体その他社会福祉関係団体に関する事。 (18) 暮らしの資金の貸付けに関する事。 (19) 総合福祉会館の管理及び運営に関する事。 (20) 自殺対策計画に関する事。 (21) ひきこもり相談窓口の委託に関する事。 (22) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事。 (23) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (24) その他部内における他の課に属しない事。

区 分	1 民生委員・児童委員活動	所管係	地域援護係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

民生委員は、府知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、給与を支給しないものとし、その任期は3年である。

法律上の身分は、特別職の地方公務員である。民間の奉仕者として、一定の区域を担当し、次の職務を行う。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

また、児童委員をも兼ねて児童福祉の推進という任務を持つ。

さらに、平成6年1月1日に設置された主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

なお、宇治市における民生委員の推薦は、宇治市民生委員推薦会が行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 民生委員法（昭和23年法律第198号）
- ◇ 民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）
- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第16条 児童委員
- ◇ 宇治市民生委員推薦会設置規則（昭和28年宇治市規則第8号）

制 度 の 現 況

(1) 民生委員・児童委員数

(各年改選時)

年月日区分 改選	平成25年12月1日		平成28年12月1日		令和元年12月1日		令和4年12月1日	
	定数（人）	307（30）		310（30）		311（30）		316（30）
男女別人数	男	女	男	女	男	女	男	女
（人）	129	178	129	181	125	176	115	188
（%）	42	58	41.6	58.4	41.5	58.5	38	62
平均年齢（歳）	63.2		64		65.8		66.5	
男女別平均年齢	男	女	男	女	男	女	男	女
（歳）	65.3	61.7	66.7	62.1	67.9	64.3	68.7	64.6
備 考	民生・児童委員2人 増員		民生・児童委員3人 増員		民生・児童委員1人 増員		民生・児童委員5人 増員	

※（ ）は、主任児童委員の内数

(2) 民生委員・児童委員活動状況

(各年度3月末現在)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
活動日数(日)	33,907	31,906	23,723	26,245	28,605
相談・支援件数(件)	2,280	1,867	1,584	1,527	1,682
調査活動件数(件)	2,194	1,944	1,139	1,917	1,221
証明事務件数(件)	1,828	1,737	1,467	1,553	1,412
関係機関連絡件数(件)	5,051	4,557	3,601	4,347	4,479
会議・行事参加件数(件)	4,694	4,212	1,552	1,949	2,725
友愛訪問等件数(件)	17,747	14,280	9,834	11,445	13,114

(3) 民生委員・児童委員活動 内容別相談・支援件数

(各年度3月末現在) (単位: 件)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
在宅福祉	247	224	148	134	153
介護保険	83	76	47	31	57
健康・保健医療	130	77	138	108	69
子育て・母子保健	154	135	31	33	49
子どもの地域生活	45	33	17	29	29
子どもの教育・学校生活	71	44	33	27	42
生活費	108	70	78	60	86
年金・保険	3	3	7	6	5
仕事	3	5	7	2	4
家族関係	106	95	64	52	61
住居	79	71	69	59	34
生活環境	206	121	121	143	92
日常的な支援	694	568	452	484	584
その他	351	345	372	359	417
合計	2,280	1,867	1,584	1,527	1,682

(4) 民生委員・児童委員活動費補助金

(各年度決算額 単位: 千円)

年度	30	元	2	3	4
委員1人当り活動費	118	118	120	120	120
内訳	府	59	59	60	60
	市	59	59	60	60

※ 当該委員の属する法定単位民児協の事業等に充当するもの

区 分	2 内職あっせん事業	所管係	地域援護係
-----	------------	-----	-------

制 度 の 概 要

宇治市内職センター（宇治市木幡南端 48 - 15 昭和 59 年度移転新築）において、家庭外で働くことが困難な主婦、高齢者、心身障害者等に対し、内職についての相談、あっせん、技術指導等を行っており、この運営を内職者団体の宇治市内職友の会に委ねている。

また、この施設を拠点として行われる宇治市内職友の会活動に対して補助金を支出するとともに、市民の内職技能修得の一環として、初級和裁講習の開催を同会に委託している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 内職者対策事業補助金交付要綱（昭和 46 年京都府告示第 413 号）
- ◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）
- ◇ 宇治市内職あっせん事業助成要綱（昭和 46 年宇治市告示第 54 号）

制 度 の 現 況

(1) 宇治市内職友の会活動費補助金 (各年度決算額 単位：千円)

区 分		年 度	30	元	2	3	4
補助金額			920	920	920	920	1,014
財 源 内 訳	府 (1/2 以内)		460	460	460	460	460
	市		460	460	460	460	554

(2) 内職技能講習事業委託料（宇治市内職友の会） (各年度決算額 単位：千円)

区 分		年 度	30	元	2	3	4
委託料の額			300	300	300	300	300
財源内訳			市単費事業				

(3) 宇治市内職友の会加工実績、実働会員数 (各年度 3 月末現在)

区 分		年 度	30	元	2	3	4
加工実績 (円)			6,874,141	8,738,013	8,440,933	6,481,690	7,885,946
実働延会員数 (人)			454	613	660	568	634
会 員 内 訳 (人)	身体障害者		25	23	24	24	24
	老人		243	369	371	322	317
	母子世帯		0	0	0	0	0
	その他		186	221	265	222	293
業 種 別 内 訳 (人)	和裁		34	41	25	21	21
	毛糸あみ		0	0	0	0	0
	のり付け		307	426	506	425	490
	その他		113	146	129	122	123

区 分	3 火災見舞金等の支給	所管係	地域援護係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

宇治市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者が、不幸にして火災等により居住家屋が全・半焼等した場合に、見舞金及び見舞品を支給する。また、その火災等により死亡した場合は、同一世帯の者に対して見舞金を支給する。なお、日本赤十字社京都府支部からも見舞金品が支給される。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市火災等見舞金等支給要綱（昭和 45 年宇治市告示第 3 号）
- ◇ 赤十字必携
- ◇ 災害見舞品配分基準（日本赤十字社京都府支部）

制 度 の 現 況

(1) 支給基準 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分		市		日赤京都府支部	
見 舞 金	全 焼 ・ 全 壊	① 1 世帯 ② 1 人当り	100,000 円 10,000 円	/	
	半 焼 ・ 半 壊	① 1 世帯 ② 1 人当り	50,000 円 5,000 円		
	水 損	1 世帯当り	30,000 円		
	死 亡	1 人当り	10,000 円		
見 舞 品		シュラフ 1 人当り	1 枚	毛布 1 人当り タオルケット 1 人当り 緊急セット 1 世帯当り 安眠セット 1 人当り	原則 1 枚 原則 1 枚 原則 1 組 原則 1 組

(2) 支給状況 (各年度決算による)

区 分		年 度					
		30	元	2	3	4	
見舞金等支給額 (円)		360,000	270,000	120,000	360,000	165,000	
火災見舞対象世帯数等	全 焼	世帯数 (世帯)	3	1	1	5	1
		世帯人数 (人)	5	1	1	11	1
	半 焼	世帯数 (世帯)	0	2	0	6	1
		世帯人数 (人)	0	4	0	10	1
	水 損	世帯数 (世帯)	0	1	0	0	0
	死 亡 者 (人)		1	1	1	3	1

区分	4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給 災害援護資金の貸付	所管係	地域援護係								
制 度 の 概 要											
<p>(1) 災害弔慰金の支給 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然災害（以下「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</p>											
<p>① 遺族の範囲 死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</p>											
<p>② 災害弔慰金の額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 死亡者が生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: right;">500 万円</td> </tr> <tr> <td>イ その他の場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> </table>				ア 死亡者が生計を主として維持していた場合	500 万円	イ その他の場合	250 万円				
ア 死亡者が生計を主として維持していた場合	500 万円										
イ その他の場合	250 万円										
<p>(2) 災害障害見舞金の支給 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、次に掲げる程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給する。</p>											
<p>① 障害の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 両眼が失明したもの イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 											
<p>② 災害障害見舞金の額 当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td>イ その他の場合</td> <td style="text-align: right;">125 万円</td> </tr> </table>				ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円	イ その他の場合	125 万円				
ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円										
イ その他の場合	125 万円										
<p>(3) 災害援護資金の貸付 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害により、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付を行う。（ただし、所得制限あり）</p>											
<p>① 災害援護資金の貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</td> <td style="text-align: right;">150 万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居が半壊した場合</td> <td style="text-align: right;">270 万円</td> </tr> </table> ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合（以下「特例」という）（特例：350 万円） エ 住居が全壊した場合 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">エ 住居が全壊した場合</td> <td style="text-align: right;">350 万円</td> </tr> </table>				ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円	イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円	ウ 住居が半壊した場合	270 万円	エ 住居が全壊した場合	350 万円
ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円										
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円										
ウ 住居が半壊した場合	270 万円										
エ 住居が全壊した場合	350 万円										

- 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円 (特例: 250 万円)
 - ウ 住居が全壊した場合 250 万円 (特例: 350 万円)
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

② 貸付の条件

- ア 償還期間 10 年 (うち据置 3 年) ※特例の場合 5 年
- イ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦で元利均等償還
- ウ 利率 保証人を立てる場合は無利子
保証人を立てない場合は年 1.5% (据置期間中は無利子)
- エ 連帯保証人 任意
- オ 所得制限 条例等に定める額

(4) 財源の負担割合

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

区 分	費用負担
国	1/2
府	1/4
市	1/4

② 災害援護資金

区 分	貸付原資負担
国	2/3
府	1/3

根 拠 法 令 等

- ◇ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
- ◇ 災害救助法施行令 (昭和 22 年政令第 225 号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (昭和 48 年政令第 374 号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 49 年宇治市条例第 24 号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和 49 年宇治市規則第 45 号)

制 度 の 現 況

平成 24 年 8 月に発生した京都府南部地域豪雨災害に関し、下記のとおり支給・貸付を実施。

(1) 災害弔慰金

支給額 (円)	生計維持者 (人)	その他 (人)
5,000,000	0	2

(2) 災害援護資金

貸付額 (円)	家財の損害 (件)	住居の半壊 (件)
4,900,000	1	2

※ 平成 28 年度から貸付金の償還が開始。

区 分	5 暮らしの資金貸付事業	所管係	地域援護係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

生活困窮世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、夏期（7月）及び冬期（12月）の2回、10万円を限度として暮らしに必要な資金を貸付けるものであり、この事務を社会福祉法人宇治市社会福祉協議会に委託している。

(1) 貸付対象者

- ① 夏期は7月1日、冬期は12月1日（以下「基準日」という。）現在、宇治市に住民登録があり、6ヶ月以上在住しているもの
- ② 基準日現在で生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給又は受給決定していないもの
- ③ 基準日の属する月の前月における世帯全員の収入が生活保護法に定める生活保護（生活扶助）基準の1.8倍以内であること
- ④ 夏期または冬期の賞与等の臨時収入（予定のものも含む）が100,000円を超えていないこと

(2) 貸付限度額等

- ① 貸付限度額 1世帯当たり未償還金を含め100,000円以内
- ② 償還方法 一括又は分割償還
- ③ 据置期間 貸付日が属する月から4か月以内
- ④ 償還期間 据置期間経過後20か月以内
- ⑤ 利子等 無利子、無担保

根 拠 法 令 等

◇ 暮らしの資金貸付規程（宇治市社会福祉協議会規程）

制 度 の 現 況

(1) 委託料支出状況

（各年度決算額 単位：円）

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
委託料（事務費分）	900,000	760,000	900,000	900,000	830,000
貸付原資	2,080,000	1,480,000	3,650,000	2,800,000	3,950,000
貸付金償還金	2,873,000	2,526,000	2,735,500	2,971,500	3,065,500

(2) 貸付状況 (金額別件数欄上段夏期・下段冬期)

(単位：件)

年度 貸付額 (円)	30	元	2	3	4
30,000	1	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
50,000	0	0	0	0	0
	1	0	1	0	1
60,000	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
80,000	0	0	0	0	0
	0	1	0	0	0
100,000	7	6	14	15	15
	13	8	22	13	24
計	22	15	37	28	40
貸付総額 (千円)	2,080	1,480	3,650	2,800	3,950

区分

6 各種団体への補助

所管係

地域援護係

制度の概要

京都府原爆被災者の会宇治支部及び宇治市連合遺族会に対し、団体運営経費に関する補助金を支出している。市単独事業。

根拠法令等

◇ 宇治市補助金等交付規則 (昭和 48 年宇治市規則第 19 号)

制度の現況

補助金支出状況

(各年度決算額 単位：千円)

年度 区分	30	元	2	3	4
京都府原爆被災者の会宇治支部事業補助金	100	100	46	79	100
宇治市連合遺族会事業補助金	68	25	24	20	20

区 分	7 旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	所管係	地域援護係
-----	------------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等に対する援護については、下表のとおり、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（いわゆる援護法）並びに各種給付金等支給法などによって実施されている。

また、市では昭和 58 年度より、800 有余の戦没者に対し、追悼の誠をささげ遺族の労苦に慰謝するとともに平和を願い、戦没者追悼式を実施している。

根 拠 法 律	援 護 の 項 目
恩 給 法 （大正 12 年法律第 48 号） <総務省人事・恩給局が直接受付事務を行う>	(1) 普通恩給 (10) 一時恩給 (2) 増加恩給 (11) 傷病賜金 (3) 傷病年金 (12) 一時扶助料 (4) 特例傷病恩給 (13) 特別の一時金 (5) 普通扶助料 (6) 公務扶助料 (7) 増加非公死扶助料 (8) 特例扶助料 (9) 傷病者遺族特別年金
戦 傷 病 者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法 （昭和 27 年法律第 127 号） <厚生労働省社会・援護局が直接受付事務を行う>	(1) 障害年金 (4) 遺族給与金 (2) 障害一時金 (5) 弔慰金 (3) 遺族年金 (6) 遺族一時金
戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 （昭和 38 年法律第 168 号）	(1) 戦傷病者手帳の交付 (2) 療養の給付 (3) 療養費の支給 (4) 療養手当の支給 (5) 葬祭費の支給 (6) 更生医療の給付 (7) 補装具の支給及び修理 (8) 国立保養所収容 (9) JR 乗車券類引換証の交付
戦 没 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 支 給 法 （昭和 38 年法律第 61 号）	特別給付金
戦 没 者 の 父 母 等 に 対 す る 特 別 給 付 金 支 給 法 （昭和 42 年法律第 57 号）	特別給付金
戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 支 給 法 （昭和 41 年法律第 109 号）	特別給付金
戦 没 者 等 の 遺 族 に 対 す る 特 別 弔 慰 金 支 給 法 （昭和 40 年法律第 100 号）	特別弔慰金

区 分	8 行旅死亡人取扱業務	所管係	地域援護係
<div data-bbox="159 257 534 324" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">制 度 の 概 要</div> <p data-bbox="159 347 1460 425">本市へ行旅中死亡し、氏名、住所、居住が不明であり、引取者が無い者について、市長が遺体を引取り、火葬に付し、遺骨を保管するとともに、官報、掲示場により告示する。</p> <p data-bbox="159 425 1460 504">取扱に要した経費は遺留金品等を充て、不足分はいったん市が支出するが、府に対して請求することにより、府が負担することになる。</p> <div data-bbox="159 571 526 638" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">根 拠 法 令 等</div> <ul data-bbox="183 660 1452 851" style="list-style-type: none"> ◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号） ◇ 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号） ◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく費用の弁償に関する規則（昭和 62 年京都府規則第 24 号） ◇ 宇治市行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護又は取扱いに関する規則（昭和 63 年宇治市規則第 3 号） 			

区 分	9 宇治市社会福祉協議会への補助	所管係	地域援護係
<div data-bbox="159 1344 534 1411" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">制 度 の 概 要</div> <p data-bbox="159 1433 1460 1556">昭和 47 年に設立された、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に規定される社会福祉法人である宇治市社会福祉協議会は、宇治市の地域福祉推進の中心的役割を担っており、本市の福祉施策遂行上、重要な位置付けの団体であることから、法に基づき財政援助を行っている。</p> <div data-bbox="159 1624 550 1691" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">根 拠 法 令 等</div> <ul data-bbox="183 1713 1268 1870" style="list-style-type: none"> ◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条 ◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和 46 年宇治市条例第 49 条） ◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則（昭和 47 年宇治市規則第 6 号） ◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号） 			

制度の現況

宇治市社会福祉協議会に対する補助金支出状況

(各年度決算額 単位：円)

補助金名 \ 年度	30	元	2	3	4
福祉活動専門員設置事業	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000
福祉サービス利用援助事業 専門員設置事業	979,500	979,500	979,500	979,500	979,500
ボランティアコーディネーター 設置事業	1,959,000 ※(900,000)	1,959,000	1,959,000	1,959,000	1,959,000
社協事務所運営事業	58,694,716	55,418,350	53,335,760	53,722,992	54,372,127
学区福祉委員会活動事業	3,150,000	3,150,000	1,783,397	1,867,912	2,323,770
ふれあい福祉センター事業	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
災害ボランティアセンター 体制整備事業	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

※ 京都府みらい戦略一括交付金

区分

10 総合福祉会館管理運営事業（指定管理者制度）

所管係

地域援護係

制度の概要

昭和 58 年 1 月、福祉事業推進の拠点として設置した宇治市総合福祉会館は、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センターからなっており、指定管理者として社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会を指定している。市単独事業。

根拠法令等

- ◇ 宇治市総合福祉会館条例（昭和 57 年宇治市条例第 37 号）
- ◇ 宇治市総合福祉会館条例施行規則（昭和 58 年宇治市規則第 2 号）
- ◇ 宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年宇治市条例第 19 号）

施 設 の 概 要

名 称 : 宇治市総合福祉会館

<1階> 身体障害者福祉センター

日常生活訓練室 … 障害のある方の活動の場として、卓球バレーやコーラスなどに取り組むための用具を設置。

作業工作室 … 彫刻や粘土細工など創作意欲を増すため、陶芸などの用具を配置。

その他 … 研修室、相談室、団体事務室、売店などを設置。

<2階> 老人福祉センター

第1、2集会室 … 各種集会やサークル活動に利用。

和室 … 教養、娯楽、健康相談、集会など多様に使用できる10畳の和室4室。

交流ロビー … 高齢者の交流スペースを設けて、テレビ、バンパー（ミニ玉突き）を備えている。

その他 … 老人福祉センター事務所、ボランティア室、浴室などを設置。

<3階> 福祉センター（一部老人福祉センター及び身体障害者福祉センター）

料理講習室 … 各種の料理講習会ができるように、調理器具、食器などを設置。

ボランティア室 … 各種ボランティア活動の作業スペース、器材を設置。

大広間 … ステージを備えた部屋。

その他 … 会議室、屋外プレイコーナーなどを設置。

所在地 : 宇治市宇治琵琶 45

敷地面積 : 3,781.18 m²

建築面積 : 930.20 m²

延床面積 : 2,353.63 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート造3階建

事業費 : 総事業費 5億5,093万円

開設年月日 : 昭和58年1月19日

制度の現況

(1) 施設使用状況 (各年度3月末現在)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
開館日数(日)		296	286	254	220	294
利用者の数等 (人)	個人利用者数 (老人福祉センター 身体障害者福祉センター)	4,427	3,765	2,598	4,124	7,120
	団体・サークル利用者数	67,078	59,848	34,818	36,795	55,880
	(団体数(団体))	(4,368)	(3,905)	(3,283)	(3,523)	(5,206)
	利用者数合計	71,505	63,613	37,416	40,919	63,000

(2) 指定管理料支出状況 (各年度決算額)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
決 算 額 (円)		25,297,915	24,764,934	26,756,771	29,064,777	31,148,589

区 分	11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務	所管係	地域援護係
-----	-----------------------	-----	-------

制度の概要

「日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。」(日本赤十字社法抜粋)

上記を目的とした日本赤十字社の組織として、都道府県の区域に支部が置かれ、支部の下部機関として福祉事務所の所管区域や市等の区域に地区が設けられている。

宇治市においては、地区長として宇治市長があたり、宇治市地区を構成している。

宇治市地区業務

(1) 日本赤十字社活動資金募集事業

日本赤十字社は、会員をもって構成される特殊法人であり、赤十字社の行う各事業の財源は、会員の拠出金(会費)及びその他の者の寄付金でまかなわれているが、この財源確保のため、宇治市地区では毎年5月から7月末までを赤十字運動期間と定めて活動資金の募集事業を行っている。

(2) 災害援護

火災その他の災害の被災者に対し、自立助長を図るために見舞金及び援護物資の支給を行う。

(3) 献血推進育成事業

宇治市献血推進協議会に対し、補助金を交付する。

根 拠 法 令 等

- ◇ 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）
- ◇ 日本赤十字社定款（昭和 27 年厚生大臣認可）

制 度 の 現 況

(1) 会費の額
年額 2,000 円以上（平成 28 年度まで年額 500 円以上）

(2) 寄付金の額
任意

(3) 活動資金募集状況 (各年度 3 月末現在)

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
総額（円）	9,054,413	8,841,804	9,262,076	29,779,125	14,080,000

区 分

12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務

所管係

地域援護係

制 度 の 概 要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）第 34 条により、社会福祉法人に関する社会福祉法の規定が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から主たる事務所が宇治市内にあり、かつ宇治市内のみにて事業を行う社会福祉法人に対しては、宇治市が所轄庁として次の事務を行う。

所轄庁として行う主な事務

- (1) 社会福祉法人の設立認可事務
- (2) 社会福祉法人の定款変更認可（届出受理）事務
- (3) 社会福祉法人の解散認可（届出受理）事務
- (4) 社会福祉法人の合併認可事務
- (5) 社会福祉法人への立入検査、改善措置命令事務（指導監査）
- (6) 社会福祉法人への業務停止命令事務・法人役員解職勧告事務
- (7) 社会福祉法人への解散命令事務
- (8) 社会福祉法人への公益事業又は収益事業の停止命令事務
- (9) 社会福祉法人の現況報告受理・公開事務

根 拠 法 令 等

- ◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ◇ 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
- ◇ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- ◇ 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- ◇ 社会福祉法人指導監査実施要綱

制 度 の 現 況

社会福祉法人の設立認可及び指導監査実績

（単位：法人）

年 度 区 分	30	元	2	3	4
設立認可法人数	0	0	0	0	0
解散法人数	0	0	0	0	0
所管法人数(※)	21	21	21	19	19
監査実施法人数	8	8	4	2	0

※ 当該年度末日時点の法人数。

区 分

13 地域共生社会実現サポート事業補助金

所管係

地域援護係

制 度 の 概 要

京都府が実施する地域共生社会実現サポート事業補助金と協調して、社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

補助対象事業	補助基準額	補助率
(1) 地域包括ケア推進事業	1 施設当たり 440 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	4 分の 1 以内
(2) 地域課題解消事業		
(3) 災害対応力向上事業		
(4) 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり 400 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	

根 拠 法 令 等

- ◇宇治市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要項
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成 30 年京都府告示第 559 号）
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

制 度 の 現 況

地域共生社会実現サポート事業補助金実績

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
補助法人数（法人）	10	9	10	8	7
補助施設数（施設）	20	21	25	16	17
補助金交付額（円）	1,867,000	1,746,000	2,144,000	1,275,000	1,540,000

区 分

14 地域つながり活動支援事業補助金

所管係

地域援護係

制 度 の 概 要

子どもの貧困、ひきこもり、地域福祉の担い手確保等の今日的課題の解決並びに地域共生社会の実現を目指し、地域における主体的かつ先駆的な取組や地域で活動する団体の継続的な活動を支援するとともに、地域資源のネットワーク化を促進し、協働による地域福祉の推進を図る。

	地域ボランティア等担い手育成事業	地域つながり活動支援事業
事業主体	宇治市社会福祉協議会	宇治市社会福祉協議会（間接補助）
対象団体	宇治市社会福祉協議会	学区福祉委員会、NPO、社会福祉法人、町内会・自治会、福祉活動グループ等
対象事業	① 地域福祉の担い手育成 ② 地域資源のネットワーク化推進 ③ 地域福祉活動の相談・支援の充実 ④ 広報・啓発	① 助成対象団体が実施するひきこもり、子どもの貧困、地域福祉の担い手確保等の課題解決に寄与する事業
補助率	10/10	10/10
補助限度額等	1,000 千円/年 4 年間（1 期中期計画期間で一旦総括）	各年度 1 団体につき 100 千円（4 年限度）

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市地域共生社会推進事業補助金交付要項
- ◇ 宇治市社会福祉協議会地域共生社会推進事業公募型地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

制 度 の 現 況

補助金支出状況 (単位：円)

区 分 \ 年 度	4
地域ボランティア等 担い手育成事業	1,000,000
地域つながり活動支援事業 (助成団体数 (件))	517,000 (6)
合計	1,517,000

区 分

15 ひきこもり相談窓口設置事業

所管係

地域援護係

制 度 の 概 要

ひきこもりに関する身近な相談窓口「相談ルームあんど・ゆー」を設置し、令和2年10月1日に開設した。ひきこもりに関する支援団体等のネットワークの構築及び啓発事業等を通して、ひきこもりの悩みを抱える人が相談しやすい環境を作り、専門の窓口や必要な支援に繋げるとともに、ひきこもりについて市民や福祉関係者の理解を深めることを目的とする。

- (1) ひきこもり状態にある人や家族等に対する相談支援
 - ① 相談窓口の開設
 - ② 来所相談・訪問相談・電話相談
 - ※ 相談者の希望や、相談内容により必要に応じて、臨床心理士によるカウンセリングを行う。
ただし、カウンセリングは相談者一人あたり原則1回とする。
- (2) 居場所づくり

当事者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを6回以上行い、他者との交流や悩みを打ち明ける機会をつくり、段階的な社会参加を支援する。
- (3) 市民及び福祉関係者向け研修等の実施

ひきこもりに関する理解を深めるため、市民、福祉関係者、市職員向けの研修等を4回以上実施する。研修の企画、準備、進行は受託者で行うものとし、内容は市と協議のうえ決定すること。

制度の現況

区 分		年 度		
		2 (※1)	3	4
ひきこもり相談	件数 (件)	107	131	89
	相談人数 (人)	42	59	36
居場所活動	開催回数 (回)	6	9	9
	参加人数 (人)	24	21	14
研修会	開催回数 (回)	2	3	4
	参加人数 (人)	67	125 (※2)	173
ひきこもり相談窓口設置委託費 (円)		3,000,000	5,000,000	5,000,000

※1 令和2年度は10月～3月の実績

※2 研修会3回の内1回はYouTube配信のため正確な人数がわからず含めていない。

区 分

16 自殺対策推進事業

所管係

地域援護係

制度の概要

令和2年3月に策定した「宇治市自殺対策計画」に基づき、「自殺者ゼロ」を目標に掲げ、全庁的に自殺及び自殺対策に向けた取組を行うことに加え、市職員および市民等へセミナーを開催し、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指す。

<宇治市自殺対策計画 基本理念>

みんなで支え合い 誰も自殺に追い込まれることのない
 ところ通うまち 宇治

制度の現況

区 分		年 度		
		2	3	4
自殺対策セミナー	開催回数 (回)	2	1	2
	参加人数 (人)	344	49	47
ゲートキーパー研修	開催回数 (回)	1	2	1
	参加人数 (人)	26	不明※	21

※ YouTube等での開催のため正確な人数がわからないため不明。

区分	17 生活困窮者自立支援事業	所管係	地域援護係
----	----------------	-----	-------

制度の概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、自立の促進を図る。

- 自立相談支援事業（必須事業）
相談者の抱える課題に応じ、必要な情報提供、助言及びプランを作成し支援を行う。
- 住居確保給付金（必須事業）
離職等により経済的に困窮し、住所を喪失又は喪失するおそれのある者に対し、給付金を支給し、常用就職のための支援を行う。
- 就労準備支援事業（任意事業）
雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 一時生活支援事業（任意事業）
一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う。
- 学習支援事業（任意事業）
経済的な理由などから、学習する環境の確保が難しい子どもに対し、学習環境の提供と学力向上を図るための支援を行う。
- 家計改善支援事業（任意事業）
家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行う。

根拠法令等

- ◇ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）

制度の現況

事業利用者数の推移

事業名 \ 年度	30	元	2	3	4
自立相談支援事業	120 人	167 人	2,122 人	1,172 人	858 人
住居確保給付金	3 人	1 人	200 人	127 人	74 人
就労準備支援事業	0 人	14 人	18 人	25 人	19 人
一時生活支援事業	6 人	6 人	16 人	17 人	15 人
学習支援事業	21 人	15 人	27 人	31 人	36 人
家計改善支援事業	—	32 件	32 件	23 件	17 件

